

## 附則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、この約款に特約および規約等を付することができます。
- (2) 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。
- (3) この約款は、平成 16 年 4 月 23 日より施行します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 9 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 5 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成20年2月29日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月18日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月17日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年2月5日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月17日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年6月11日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年6月18日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年6月26日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年11月28日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成21年12月9日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年3月5日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年3月11日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年5月13日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年6月17日から実施します。

（実施期日）

本改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

（実施期日）

本改正規定は、平成22年7月15日から実施します。

（実施期日）

本改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年2月24日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年3月24日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（実施期日）

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

本改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日より施行します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 11 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の日から平成 24 年 3 月 31 日までに、当社は本約款に定める第 7 種定期契約もしくは第 8 種定期契約に申込があり当社が承諾した場合に、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月から起算して、第 7 種定期契約の場合は 1 年間、第 8 種定期契約の場合は 2 年間、1, 857 円 (税込 2, 005 円) で提供します。

2 当社は、平成 24 年 4 月 15 日までに、本経過措置の対象となる録画機能付き STB の設置を完了した場合にのみ前項を適用します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 14 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 2 月 15 日から実施します。

(経過措置)

この「大学生協 TV 学割 4 年キャンペーン」は本改正規定実施の日から、平成 24 年 4 月 15 日までに、J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび無線ホーム LAN サービス対応型の端末接続装置を「大学生協 NET 学割キャンペーン」でお申し込みの上で本約款の J:COM TV デジタルサービスに新規で申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 24 年 4 月 30 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月から起算して 48 ヶ月間は月額利用料について、2, 504 円 (税込 2, 704 円) を減額するものです。

2 当社は、前項について、以下の条件のいずれかを満たす契約者に限り適用します。

(1) 当社に登録された大学生協、購買部と契約を行っている代理店から斡旋を受けるもの、もしくは斡旋を証明する書面を提出するもの

(2) 当社に登録された大学の生徒であり、それを証明する書面を提出するもの

3 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

(1) 本約款に定める有線テレビジョン放送サービスについて、本規定の申込み時点でその提供を受けているもの

(2) 当社に登録されていない大学生協、購買部と契約を行っている代理店からの斡旋を受けるもの

- (3) 当社に登録されていない大学の生徒
- (4) 集合住宅契約の締結を行っていない世帯

（実施期日）

この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年5月21日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

この「ブルーレイ HDR 利用料割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社に第7種定期契約もしくは第8種定期契約に新規で申込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を1と起算して12ヶ月間の録画機能付きSTB（タイプⅢに限る）1台分の利用料金を1,857円（税込2,005円）で提供します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社が定める第7種定期契約もしくは第8種定期契約を既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
- (2) 平成24年10月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（実施期日）

この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。

（経過措置）

この「お得プランミニ スタート割引キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成24年9月30日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約もしくは第10種定期契約、プライマリ電話サービス加入契約約款またはJ:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第10種定期契約に申し込まれ、平成24年10月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に

## J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 952 円 (税込 1,028 円) を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

(2) 平成 24 年 10 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「機器限定 J:COM TV 追加キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 9 月 30 日までに、当社が定める J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスの加入者が、2 台目以降を申し込まれ、平成 24 年 10 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 24 ヶ月間は 2 台目以降の機器使用料を 933 円 (税込 1,007 円) /STB1 台とします。但し、本キャンペーンで適用する 2 台目以降の STB は当社が定める機種に限ります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 申込みの時点で、J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれかに加入している、もしくは新規加入と同時に 2 台目以降の申込みがあること

(2) 2 台目以降で加入するサービスは、1 台目のサービス (J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービスのいずれか) と同じであること

(3) 平成 24 年 10 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 当社は加入者が、1 台目および 2 台目以降のサービスを J:COM TV デジタルサービスもしくは J:COM TV デジタル コンパクトサービス以外への変更を行う場合には本キャンペーンの適用を終了します。また、1 台目および 2 台目以降のサービスが J:COM TV デジタルサービスの場合に、J:COM TV デジタル コンパクトサービスに変更する場合も、本キャンペーンの適用を終了します。

4 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(経過措置)

この「新築一戸建て新入居 2 年間 追加地デジ/BS デジコース無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社に J:COM TV デジタルサービスに新規で申込みをされ、平成 25 年 3 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 24 ヶ月間の第 24 条の 2 (追加の機器等の使用) に規定する機器等使用料を 2 台目まで無料とします。但

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

し、本キャンペーンで適用する STB は当社が定める機種に限ります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) この改正規定の実施の日から提供開始期限までに、一度も住居として利用されたことの無い一戸建て住宅に限る

(2) 加入者は J:COM TV デジタルサービスを 1 台以上申込みしていること

(3) 平成 25 年 3 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、プライマリ電話サービス加入契約約款または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 952 円(税込 1,028 円)を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

(2) 平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「ブルーレイ HDR・HDR 利用料割引キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 1 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、下表に定める金額を減額します。

対象サービス	減額後料金	適用期間
第 1 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ	1,857 円 (税込 2,005 円)	12 ヶ月
第 2 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 11 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 12 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプⅢ		
第 7 種定期契約		

第 8 種定期契約		
録画機能付き STB の利用料タイプ I	無料	3 ヶ月
第 1 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 2 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 11 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		
第 12 種定期契約に定める録画機能付き STB タイプ I		

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
- (2) 平成 25 年 1 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「J:COM 学割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 24 年 12 月 31 日までに、インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で本約款の J:COM TV デジタルサービスに申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービスの提供が開始された日の属する月か平成 29 年 3 月 31 日までは月額利用料を 2,476 円 (税込 2,674 円) とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 平成 25 年度に入学する大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅 (2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅) に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、当社の定めるインターネット接続サービスの提供を受けているもの
- (2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM 対応物件である場合。本キャンペーンの適用中に設置先住所が J:COM IN MY ROOM 対応物件になる場合は J:COM IN MY ROOM 対応物件になったときに本キャンペーンの適用を終了します。

(3) 本キャンペーン適用中に転居をした場合

(4) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 当社は、本キャンペーンの適用開始月から 24 ヶ月未満で本キャンペーンの適用条件となるサービスの一部もしくは全部を解約した場合に本キャンペーンの契約解除料 6,000 円 (税込 6,480 円) を請求します。

5 当社は、下記の場合に限り契約解除料を請求しません。

(1) 契約満了月に本キャンペーンのサービスの解除を行なう場合

(2) 設置先住所の集合住宅が当社が別に定める J:COM IN MY ROOM のインターネット対応物件となる場合

(3) 本キャンペーンの解除の際に、当社の J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置の利用は継続される場合、ただし、本キャンペーンの適用開始月から 6 ヶ月未満で解約したときにはこの限りではありません。

6 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「HDR プラス 3 ヶ月無料キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 3 ヶ月間は録画機能付き STB (タイプⅡに限る) 1 台分の月額利用料金を無料とします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 録画機能付き STB (タイプⅡ) を既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと。但し、2 台以上契約している方で、録画機能付き STB (タイプⅡ) を契約されていない STB には本キャンペーンを適用いただけません。

(2) 本キャンペーンの対象サービスは、J:COM TV デジタルサービスまたは J:COM TV デジタル コンパクトサービスもしくは第 1 種定期契約、第 2 種定期契約、第 11 種定期契約、第 12 種定期契約とし、対象サービスのいずれかを既に契約中または本キャンペーンの申込みと同時に申込みをすること

(3) 平成 25 年 5 月 31 日までに本キャンペーンの適用が開始されていること

(4) 既に実施中の録画機能付き STB に関するキャンペーンを適用していないこと

3 本キャンペーンは、事前に告知する事なく終了する事があります。

4 本キャンペーン期間終了後は、更新および解約等利用料金以外の規定は、本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、当社が定める本約款の第 9 種定期契約もしくは第 10 種定期契約、プライマリ電話サービス加入契約約款または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に規定する第 10 種定期契約に申し込まれ、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間は月額利用料から 952 円 (税込 1,028 円) を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

(2) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 11 日から実施します。

(経過措置)

この「スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 5 月 6 日までに、当社が定める本約款の第 11 種定期契約のコース I または第 12 種定期契約のコース I に申し込まれ、平成 25 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間は月額利用料から 476 円 (税込 514 円) を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと

(2) 平成 25 年 5 月 31 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 18 日から実施します。

(経過措置)

この「家族スタート割キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の放送サービスに申し込まれ、平成 25 年 8 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間は月額利用料から 476 円 (税込 514 円) を減額します。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

J:COM TV サービス（2024年9月30日までにご契約のお客さま）

- (1) 申込みの時点で、当社サービスのいずれも利用されていないこと
- (2) 本キャンペーン申込の時点で、一親等以内の親族が特定事業者に加入していること
- (3) 平成25年8月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(実施期日)

この改正規定は、平成25年5月7日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成25年6月1日から実施します。

(経過措置1)

この「ブルーレイHDR キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成25年1月1日から平成25年1月31日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成25年2月15日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、定期契約の満了日の属する月までの録画機能付きSTB（タイプⅢに限る）の月額利用料を1,857円（税込2,005円）とします。

第1種定期契約
第2種定期契約
第3種定期契約
第4種定期契約
第7種定期契約
第8種定期契約
第11種定期契約
第12種定期契約

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 第1項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと
- (2) 平成25年2月15日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。  
(経過措置2)

この「J:COM TV 最大2ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成25年7月31日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成25年8月15日までに下表に掲げる対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、提供が開始された日の属する暦月を1と起算して、それぞれの定期契約で定める2ヶ月間の月額基本利用料を無料とします。

対象サービス	その他の条件
第 3 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 4 種定期契約	
インターネット接続サービス契約約款に定める第 5 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 9 種定期契約	—
第 10 種定期契約	—
プライマリ電話サービス加入契約約款に定める第 10 種定期契約または J:COM PHONE プラスサービス契約約款に定める第 10 種定期契約	—
第 11 種定期契約	インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET 12M コース、J:COM NET 40M コースまたは J:COM NET ウルトラ 160M コース
第 12 種定期契約	

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 当社の提供するサービスに新規に加入、または当社の提供する放送サービスに新規に加入する場合

(2) 平成 25 年 8 月 15 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。(経過措置 3)

この「ブルーレイ HDR キャンペーン」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は、本改正規定実施の日から平成 25 年 7 月 31 日までに、本キャンペーンの申込みがあり、平成 25 年 8 月 15 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず下記の条件を適用します。

(1) 提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、下記に示す対象サービスの定期契約の満了日の属する月までの録画機能付き STB (タイプⅢに限る) の月額利用料を 1,857 円 (税込 2,005 円) とします。

第 1 種定期契約
第 2 種定期契約
第 3 種定期契約
第 4 種定期契約
第 7 種定期契約
第 8 種定期契約
第 11 種定期契約
第 12 種定期契約

(2) 提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して 3 ヶ月の月額利用料を無料とします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

(1) 第 1 項に定める各サービスを既に契約中もしくはキャンペーン期間前に申込みをされていないこと

(2) 平成 25 年 8 月 15 日までに本サービスの適用が開始されていること

3 本キャンペーン中およびキャンペーン期間終了後も、更新および解約等利用料金以外の規定は、全て本約款に準じます。

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 27 日から実施します。

ただし、有料番組「パチンコ★パチスロ TV!」は、平成 25 年 7 月 1 日から提供を開始します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この「J:COM 学割キャンペーン TV+NET コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、インターネット接続サービス契約約款に定める J:COM NET ウルトラ 160M コースおよび J:COM ホーム Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置をお申し込みの上で、本約款の J:COM TV デジタルサービス契約者(高機能型 STB タイプ IV の提供を受ける契約者に限ります。)から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、月額利用料を 2,476 円(税込 2,674 円)とします。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

(1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者

(2) 当社が定める集合住宅(2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者

(3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、当社の定めるインターネット接続サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

(経過措置 2)

この「J:COM 学割キャンペーン WiMAX+TV コース」(以下、「本キャンペーン」といいます。)は本改正規定実施の日から、平成 26 年 4 月 30 日までに、WiMAX サービス利用規約に定める WiMAX 年間サポートをお申し込みの上で、本約款の J:COM TV デジタルサービス契約者(高機能型 STB タイプⅣの提供を受ける契約者に限ります。)から申し込みがあり、当社が承諾した場合でかつ平成 26 年 2 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合、本約款の規定にかかわらず、サービス提供が開始された日の属する月を 1 と起算して 48 ヶ月間は、J:COM TV デジタルサービスの月額利用料を 2,476 円(税込 2,674 円)にて、また高機能型 STB タイプⅣの月額利用料を無料にて提供します。

2 当社は、前項について、以下の条件の全てを満たす者に限り適用します。

- (1) 新規申し込み時点で、大学生、専門学校生本人であることを証明する書面を提示する者
- (2) 当社が定める集合住宅(2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅)に入居する者
- (3) 学生本人の名義で契約ができること、未成年者の申込みには法定代理人の同意が得られること

3 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の条件のいずれかに該当する場合、本キャンペーンは適用いたしません。

- (1) 本キャンペーンの申込みの時点で、WiMAX サービス利用規約に定める WiMAX 年間サポートまたは当社の定める放送サービスの提供を受けている者
- (2) 本キャンペーン適用中に転居をした場合
- (3) 本キャンペーン適用中に一時中断をした場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

5 当社は、Smart J:COM BOX サービス利用規約に定めるサービスを、規約に定める料金額にて提供します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 3 月 27 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の際に、高機能型 STB(タイプⅤ)および第 11 種定期契約もしくは第 12 種定期契約、第 13 種定期契約、第 21 種定期契約、第 22 種定期契約における高機能型 STB、第 23 種定期契約、

第24種定期契約の提供を開始します。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。

（実施期日）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

（経過措置1）

この「J:COM TV 2ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第3種定期契約もしくは第4種定期契約（お得プラン）または第11種定期契約もしくは第12種定期契約（J:COM TVMy style NEXT、コースIを除きます）、第14種定期契約もしくは第15種定期契約（スマートお得プランEX）、第17種定期契約もしくは第18種定期契約（スマートセレクトEX）、第19種定期契約もしくは第20種定期契約（スマートお得プラン）、第21種定期契約もしくは第22種定期契約（スマートセレクト）、または当社が別に定めるインターネット接続サービスの第5種定期契約（In My Room お得プラン）のいずれかに申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、本約款に定める定期契約の月額基本利用料またはIn My Room サービスで定めるTV月額基本利用料を2ヶ月間無料とします。また、加入月は日割りとなる月額基本料を無料とします。また、Smart TV Box サービス利用規約に定める月額利用料については別途必要となります。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本キャンペーンに定める対象の放送サービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じて取り扱います。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置2）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、本改正規定実施の日から平成26年7月31日までに、当社が定める本約款の第9種定期契約または第10種定期契約（お得プランミニ）に申し込まれ、平成26年8月31日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料から1,905円（税込2,057円）を減額します。ただし、加入月は日割りにて割

引を行ないます。

定期契約名	適用期間
お得プランミニ	6 ヶ月

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす加入者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等によるの本キャンペーンを確認した旨の申告があること
- (2) 本キャンペーン申し込みの時点で当社が提供するサービス（本約款に定めるサービスおよび当社が定める別の約款・規約に定める全てのサービス）を利用されていないこと
- (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本規定に定めのない事項は全て本約款に準じます。

5 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。ただし、平成 26 年 9 月 3 日までの間、当社は新規加入手数料 (2,000 円 (税込 2,160 円)) を引き続き適用します。契約事務手数料の適用開始は、平成 26 年 9 月 4 日からとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 9 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

J:COM TV サービス（2024年9月30日までにご契約のお客さま）

この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年3月21日から実施します。

（経過措置）

本改正規定実施の日から、高機能型STB（タイプVIに限ります）において、「4K・8K試験放送」（以下、「試験放送」といいます。）を、を開始いたします。

2 前項に定める試験放送は、事前の予告無く、提供を停止もしくは中止することがあります。

3 前項までに定める試験放送は、番組タイトル・テレビ画面・番組表などの「8K」「HDR」表記に関わらず、すべて4K画質での放送となります。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成31年2月28日までの間に、新たにJ:COM TVスタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者から、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成31年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税込4,422円）とします。

(2) 第7条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、平成29年8月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年7月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年8月1日から実施します。

本改正により本附則実施期日平成29年3月21日より実施した経過措置「試験放送」について平成30年7月23日をもって提供を停止したことをお伝えします。

（実施期日）

この改正規定は、平成30年11月22日から実施します。

なお、料金表Ⅰ 料金表Ⅰ 利用料・工事費等および料金表Ⅲ ハートフルプラン・同所注の従前の項目タイプⅥは本改訂に係わらず平成30年12月1日よりタイプⅤになることとし、それまでの間は従前の利用料等を適用いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年1月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年2月21日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年3月1日から実施します。

なお、料金表Ⅱの第7条および第13条の変更については、同実施日以降の提供に適用し、変更前に既に提供を受けている場合は従前の条件で提供いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から平成33年2月28日までの間に、新たにJ:COM TVスタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成33年3月31日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を4,095円（税別）とします。

(2) 第7条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019年8月1日から実施します。

ただし、2019年7月31日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

（実施期日）

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしてとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 28 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 12 月 2 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 2 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 2 月 17 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 3 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から 2023 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を 4,095 円 (税込 4,504 円) とします。

(2) 第 5 条 (最低利用期間) を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 10 月 13 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 1 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022 年 9 月 28 日から実施します。

ただし、「別表 定期契約 (2022 年 6 月 30 日までにご契約のお客さま)」のブルーレイ HDR 長期契約タイプの改定後の解除料金の適用開始日は 2022 年 10 月 1 日とします。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 1 月 25 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタンダード基本番組使用料を 4,095 円 (税込 4,504 円) とします。

(2) 第 5 条 (最低利用期間) を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 2 月 1 日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるアニメシアターX (AT-X) の月額利用料を以下の通り改定します。

アニメシアターX (AT-X) 月額利用料	
改定前	改定後
1,800 円 (税込 1,980 円)	1,982 円 (税込 2,180 円)

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 2 月 28 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定める「フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム」の月額利用料を以下の通り改定します。

フジテレビ NEXT ライブ・プレミアムのみにご加入のお客さま	
(改定前) 2024 年 3 月ご請求分まで	(改定後) 2024 年 4 月ご請求分より
1,000 円 (税込 1,100 円)	1,600 円 (税込 1,760 円)
1,200 円 (税込 1,320 円)	1,800 円 (税込 1,980 円)

※ご加入のコースによって改定料金は異なります。

フジテレビ ONE・TWO・NEXT 3チャンネルセットにご加入のお客さま	
(改定前) 2024 年 3 月ご請求分まで	(改定後) 2024 年 4 月ご請求分より
1,350 円 (税込 1,485 円)	2,100 円 (税込 2,310 円)

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 5 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 6 月 1 日から実施します。

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定めるオプションチャンネル「スターチャンネル 1」、「スターチャンネル 2」、「スターチャンネル 3」の 3 チャンネルセットを、以下の通りチャンネルを再編し、月額利用料を改定します。

(改定前) 2024 年 5 月ご請求分まで	(改定後) 2024 年 6 月ご請求分より
スターチャンネル 1 スターチャンネル 2 スターチャンネル 3	スターチャンネル
2,300 円 (税込 2,530 円)	1,800 円 (税込 1,980 円)

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 12 月 1 日から実施します。

(改定料金プランへの移行に関する特約について)

当社は、この改定規定により、「J:COM TV サービス 改定料金プランへの移行に関する特約」を新設し、その適用を開始します。(以下、この特約のことを「移行特約」といいます。)

移行特約は、本約款に基づき現に契約している契約者に対し、電気通信事業法 第 27 条の 2 第 4 項などに適合した改定料金プランへの契約移行を目的として、新設するものです。

移行特約の新設にあたり、移行特約に記載が無い事項に関しては本約款を適用し、本約款との内容に異なる事項がある場合には移行特約を優先して適用するものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 1 月 10 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 3 月 1 日から実施します。

(WOWOW 4K 放送サービスの終了について)

WOWOW 4K 放送サービスは、株式会社 WOWOW の都合により、2025 年 2 月 28 日をもって終了します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 4 月 1 日から実施します

(東日本大震災仮設住宅支援に関する経過措置)

当社は、本約款 附則 2023 年 4 月 1 日付の経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を現に受けている契約者に対し、この改正規定により、本約款および料金表の定めに関わらず、2027 年 3 月 31 日まで以下の特別料金を継続適用します。

品目	基本番組使用料
J:COM TV スタンダードサービス	4,095 円 (税込 4,504 円)

また、次の各号に規定する条件すべてを満たす契約者が、新たに J:COM TV スタンダードサービスへの契約変更もしくは契約追加の申込みを行い、当社がそれを承諾した場合、本約款および料金表の定めに関わらず、2027 年 3 月 31 日まで上記の特別料金を適用します。

- (1) 既に、この改正規定の実施日より前にインターネット接続サービス契約約款もしくは J:COM PHONE プラスサービス契約約款の附則 2023 年 4 月 1 日付 経過措置に定める東日本大震災仮設住宅支援に関する施策の適用を受け、その適用が現に継続されていること。
- (2) 機器等を設置する場所が、行政機関から被災者および避難者に提供される応急仮設住宅もしくは公営住宅であること。
- (3) 前号の提供条件を確認するための証明書類を当社へ提示できること。

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 5 月 1 日から実施します。

(J:COM TV フレックス ネット動画サービスの料金額の改定について)

この改正規定の実施により、料金表 I の中の別表 1 に定める J:COM TV フレックス ネット動画サービス (Netflix サービスもしくはディズニープラスサービス) の対象プランにおける追加利用料 (月額) を、以下の通り改定します。

対象プラン	追加利用料 (月額)	
	改定前	改定後
Netflix ベーシックプラン	(追加料金不要)	273 円 (税込 300 円)
Netflix スタンダードプラン	455 円 (税込 500 円)	637 円 (税込 700 円)
Netflix プレミアムプラン	900 円 (税込 990 円)	1,273 円 (税込 1,400 円)
ディズニープラス プレミアムプラン	300 円 (税込 330 円)	482 円 (税込 530 円)

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。

J:COM TV サービス (2024 年 9 月 30 日までにご契約のお客さま)

(フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム月額利用料金改定について)

この改正規定の実施につき、本約款の料金表に定める「フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム」の月額利用料を以下の通り改定します。

フジテレビ NEXT ライブ・プレミアムのみにご加入のお客さま	
(改定前) 2026 年 3 月ご請求分まで	(改定後) 2026 年 4 月ご請求分より
1,600 円 (税込 1,760 円)	2,145 円 (税込 2,360 円)
1,800 円 (税込 1,980 円)	2,345 円 (税込 2,580 円)

※ご加入のコースによって改定料金は異なります。

フジテレビ ONE・TWO・NEXT 3チャンネルセットにご加入のお客さま	
(改定前) 2024 年 3 月ご請求分まで	(改定後) 2024 年 4 月ご請求分より
2,100 円 (税込 2,310 円)	2,645 円 (税込 2,910 円)